

独立行政法人日本スポーツ振興センター 年度計画 新旧対照表

・変更部分は下線。

年度計画 (変更後)	年度計画 (変更前)
<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項 (略)</p> <p>2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項 (略)</p> <p>3 スポーツ振興のための助成に関する事項 (略)</p> <p><u>4 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするために必要な業務に関する事項</u> <u>スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするために必要な業務について、準備に着手する。</u></p> <p>5 災害共済給付事業に関する事項 (略)</p> <p>6 <u>スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供に関する事項</u> (略)</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 経費の抑制 (略)</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項 (略)</p> <p>2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項 (略)</p> <p>3 スポーツ振興のための助成に関する事項 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 災害共済給付事業に関する事項 (略)</p> <p>5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供に関する事項 (略)</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 経費の抑制 (略)</p>

<p>2 組織及び定員配置の見直し（略）</p> <p>3 内部統制の強化 内部統制については、法令等を遵守しつつ業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、次の取組等により充実、強化を図る。</p> <p>(1) 業務運営に係る経営方針の明確化（略）</p> <p>(2) 危機管理体制、意思決定体制、情報共有体制の整備</p> <p>① 危機管理体制の整備（略）</p> <p>② 意思決定に関する体制 文書決裁に関する規則を整備し、適切に運用するとともに、役員出席の会議を随時開催すること等により、迅速な意思決定を図る。</p> <p>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 (略)</p> <p>IV 短期借入金の限度額 (略)</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 (略)</p> <p>VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (略)</p> <p>VII 剰余金の使途 (略)</p> <p>VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 (略)</p>	<p>2 組織及び定員配置の見直し（略）</p> <p>3 内部統制の強化 内部統制については、法令等を遵守しつつ業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、次の取組等により充実、強化を図る。</p> <p>(1) 業務運営に係る経営方針の明確化（略）</p> <p>(2) 危機管理体制、意志決定体制、情報共有体制の整備</p> <p>① 危機管理体制の整備（略）</p> <p>② 意志決定に関する体制 文書決裁に関する規則を整備し、適切に運用するとともに、役員出席の会議を随時開催すること等により、迅速な意志決定を図る。</p> <p>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 (略)</p> <p>IV 短期借入金の限度額 (略)</p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 (略)</p> <p>VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (略)</p> <p>VII 剰余金の使途 (略)</p> <p>VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 (略)</p>
--	--